

伊方町下水道事業経営戦略

(公共下水道事業)

(小規模下水道事業)

令和3年3月

上下水道課

伊方町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊方町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	伊方処理区：平成18年度(13年)～ 九町処理区：平成23年度(8年)～	法適用 (全部適用・一部適用) 非適用の区分	非適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	38.43人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2区(旧伊方町地域)		
処理場数	伊方浄化センター・九町浄化センター 計 2施設		
広域化・共同化・ 最適化・実施状況*1	平成9年度に下水道基本構想を策定し、平成15年度、平成19年度、平成24年度と見直しを行っており、地形等の問題上隣処理区の統廃合は非常に困難な状況となっている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	基本水量	～ 10 ^{m³}	1,100円	超過使用料 1 ^{m³} につき			
		11 ^{m³} ～ 20 ^{m³}	120円				
		21 ^{m³} ～ 30 ^{m³}	130円				
		31 ^{m³} ～ 50 ^{m³}	140円				
		51 ^{m³} ～100 ^{m³}	150円				
		100 ^{m³} ～	160円				
※税抜							
条例上の使用料*2 (20 ^{m³} あたり) ※過去3年度分を記載 (税抜)	平成29年度	2,300	円	実質的な使用料*3 (20 ^{m³} あたり) ※過去3年度分を記載 (税抜)	平成29年度	3,700	円
	平成30年度	2,300	円		平成30年度	5,900	円
	令和元年度	2,300	円		令和元年度	5,600	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^{m³}あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、営業費用の合計を有収水量の合計で除した値に20^{m³}を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は令和2年度現在8名(課長1名、上水道室4名、下水道室3名)を配置しております。
事業運営組織	平成23年度において水道課と下水道課が統合し上下水道課となり、水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道・漁業集落排水・特定地域生活排水)を所管しております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理場・MHP場の維持管理を長期継続契約(3年間)、脱水汚泥の処分・運搬業務等を単年度契約として民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI *4	現在の民間委託を継続していく予定であり、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *5	汚泥のエネルギー利用については未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *6	汚水処理専用施設のため該当ありません。

*4 PPP・PFIとは民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

*5 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

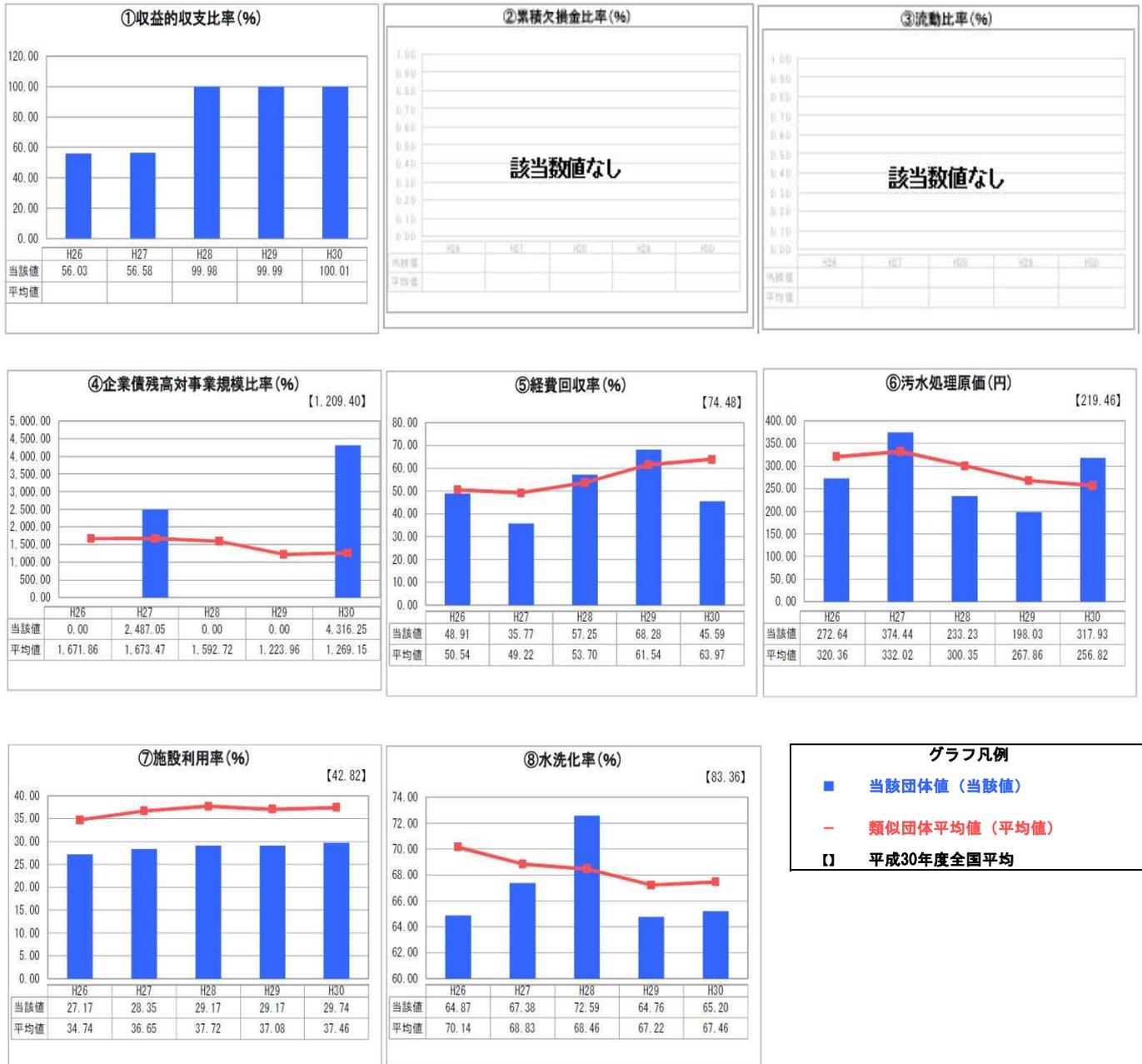
*6 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表(平成30年度決算)

業務名	業種名	事業名	供用開始後年数別区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	15年未満
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	下水道普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	41.96	109.76
管理者の情報	町内人口(人)H31.3現在	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
非設置	9,265	93.98	98.58
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	下水道処理区域内人口H31.3現在	処理区域面積(ha)	処理区域人口密度(人/ha)
2,480	3,888	98.8	39.35

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

収益的収支比率においては使用料収入のみでの経営が困難であるため一般会計からの繰入等により、施設の維持管理費、起債償還金及び利息等を賅っている状況である。

平成28年度に整備区域全域が供用開始したため、施設使用率(施設・設備の処理能力に対する平均処理水量の割合)については使用率が30%も満たない状態となっているが今後接続率が上昇すれば施設使用率の上昇が見込まれる。

汚水処理原価については機械設備の更新等が供用開始から年数を経ていることから修繕・更新を行っているため類似団体と比較して高くなっている。

したがって処理機器類の経年劣化及び、処理区域内の人口が年々減少しており節水意識の向上と節水機器の普及により処理水量が減少することが予測され維持管理費に係る経費は増加していき経費回収率は低下していくと考えられる。

経営比較分析表(平成30年度決算)

業務名	業種名	事業名	供用開始後年数別区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	15年未満
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	下水道普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	41.96	109.76
管理者の情報	町内人口(人)H31.3現在	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
非設置	9,265	93.98	98.58
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	下水道処理区域内人口H31.3現在	処理区域面積(ha)	処理区域人口密度(人/ha)
2,480	3,888	98.8	39.35

2.老朽化の状況について



グラフ凡例	
■	当該団体値 (当該値)
—	類似団体平均値 (平均値)
□	平成30年度全国平均

分析欄

③管渠改善率については整備年度が新しいため法定耐用年数を超える管渠がなく更新等を行っていないが、特に降水時には不明水等が流入しておりポンプ等の機器類に負荷をかけているため、流入箇所の特定を行い、対処していく予定である。また、下水浄化センターの施設処理機器類に関しては機器類の耐用年数が15年となるため、現在機器類についてはストックマネジメント事業にて判定中であり、順次修繕・改築・更新等を行っていく予定である。

全体総括

使用料収入のみでの事業会計が賄われないため、一般会計からの繰入等の収益で賄っているが、平成28年度に整備区域全域の供用が完了しており、今後新たな設備投資を行う予定はない。そのため今後、企業債残高は減少していく傾向であり、接続率の上昇が見込まれること及び料金改定を行ったため使用料収入増が見込まれるが更なる料金改定について検討すべきと考えます。

管渠の老朽化については、整備年度が新しいため、施設及び管渠等の更新を行っていないが、汚水処理施設及び機器類の老朽化に対応していくためにストックマネジメントを実施していき計画的な設備の更新を順次行うことにより、健全な経営を目指していきたい。

2. 経営の基本方針

・計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元金償還費)の負担や、老朽化した機器類の更新費とともに維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、一般会計からの繰入金により事業を賄っています。また、令和6年度からは公営企業会計適用により独立採算性を高め、経営状況を分かりやすく透明性を持たせるよう努めます。

・効率的な事業執行

業務の効率化と機械設備の共有化等によりコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用による更なる業務の効率化を図ります。

・収入の確保と負担の適正化

収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図り、財政基盤の強化に努めます。また、収入の確保のために下水道使用料を確実に徴収するとともに、維持修繕等にはストックマネジメント事業の維持修繕計画に則り計画的な維持修繕を行います。

・水洗化の促進

下水道の面的整備は完了済みのため、未接続者に積極的に接続の推進を引き続き実施していく予定です。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収入	1 総 収 入 (A)	219,056	247,683	239,124	273,550	197,820	183,829	172,657
	(1) 営 業 収 入 (B)	37,897	39,693	39,815	42,518	42,352	60,314	58,348
	ア 料 金 収 入	37,897	39,693	39,815	42,518	42,352	60,314	58,348
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
	ウ そ の 他							
	(2) 営 業 外 収 入 (D)	181,159	207,990	199,309	231,032	155,468	123,515	114,309
	ア 他 会 計 繰 入 金	180,117	206,872	198,484	195,106	154,673	122,720	113,514
	イ そ の 他	1,042	1,118	825	37,795	795	795	795
	2 総 費 用 (E)	91,405	120,908	114,541	158,286	88,931	87,430	86,151
	(1) 営 業 費 用 (F)	55,499	87,074	82,690	128,393	60,809	61,109	61,424
	ア 職 員 給 与 費							
	ウ ち 退 職 手 当							
	イ そ の 他	55,499	87,074	82,690	128,393	60,809	61,109	61,424
	(2) 営 業 外 費 用 (G)	35,906	33,834	31,851	29,893	28,122	26,321	24,727
ア 支 払 利 息	35,906	33,834	31,851	29,893	28,122	26,321	24,727	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他								
3 収 支 差 引 (A)-(E) (H)	127,651	126,775	124,583	115,264	108,889	96,399	86,506	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (I)	4,839	2,235	2,705	1,869	58,000	42,000	42,000
	(1) 地 方 債 債 償 還 金					18,000	10,000	10,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債							
	(2) 他 会 計 補 助 金	3,849	1,873	2,705	1,869	12,000	12,000	12,000
	(3) 他 会 計 借 入 金							
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	990	362			28,000	20,000	20,000
	(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (J)	132,511	128,991	127,302	117,191	166,889	138,399	128,506
	(1) 建 設 改 良 費	4,839	2,235	2,705	1,869	58,000	42,000	42,000
	ウ ち 職 員 給 与 費							
	(2) 地 方 債 債 償 還 金 (K)	127,672	126,756	124,597	115,322	108,889	96,399	86,506
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (I)-(J) (L)	△ 127,672	△ 126,756	△ 124,597	△ 115,322	△ 108,889	△ 96,399	△ 86,506	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (M)	△ 21	19	△ 14	△ 58				
積 立 金 (N)								
前年度からの繰越金 (O)	76	55	73	58				
前年度繰上充用金 (P)								
形 式 収 支 (M)-(N)-(O)-(P) (Q)	55	74	59					
翌年度へ繰り越すべき財源 (R)								
実 質 収 支 黒 字 (S)								
赤 字 (T)								
赤 字 比 率 ($\frac{(T)}{(S)} \times 100$)								
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (U)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (V)	37,897	39,693	39,815	42,518	42,352	60,314	58,348	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((U)/(V)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (W)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (X)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (Y)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((W)/(Y)×100)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (Z)								
地 方 債 残 高 (AA)	2,000,595	1,873,840	1,749,243	1,604,028	1,485,017	1,372,297	1,271,064	
○他会計繰入金								
年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収支分	うち基準内繰入金	180,117	206,872	198,484	195,106	154,673	122,720	113,514
	うち基準外繰入金	98,147	96,354	93,869	87,129	82,207	73,632	66,740
		81,970	110,518	104,615	107,977	72,466	49,088	46,774
資本的収支分		4,839	2,235	2,705	1,869	12,000	12,000	12,000
	うち基準内繰入金							
	うち基準外繰入金	4,839	2,235	2,705	1,869	12,000	12,000	12,000
合 計		184,956	209,107	201,189	196,975	166,673	134,720	125,514

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区 分								
収益的収入	1 総 収 入 (A)	189,111	189,869	190,845	191,677	192,530	195,138	
	(1) 営 業 収 入 (B)	56,446	54,606	61,673	59,662	57,717	55,835	
	ア 料 金 収 入	56,446	54,606	61,673	59,662	57,717	55,835	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
	ウ その他							
	(2) 営 業 外 収 入 (D)	132,665	135,263	129,172	132,015	134,813	139,303	
	ア 他 会 計 繰 入 金	131,870	134,468	128,377	131,220	134,018	138,508	
	イ その他	795	795	795	795	795	795	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	101,027	99,817	98,793	97,595	96,386	96,899
		(1) 営 業 費 用 (E)	77,829	78,177	78,542	78,925	79,328	79,751
		ア 職 員 給 与 費	16,074	16,074	16,074	16,074	16,074	16,074
		イ うち退職手当						
		イ その他	61,755	62,103	62,468	62,851	63,254	63,677
		(2) 営 業 外 費 用 (F)	23,198	21,640	20,251	18,670	17,058	17,148
		ア 支 払 利 息	23,198	21,640	20,251	18,670	17,058	17,148
イ うち一時借入金利息								
イ その他								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		88,084	90,052	92,052	94,082	96,144	98,239	
資本的収入		1 資 本 的 収 入 (F)	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
		(1) 地 方 債 債 償 還 金 (G)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		イ うち資本費平準化債						
		(2) 他 会 計 補 助 金 (H)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
		(3) 他 会 計 借 入 金 (I)						
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (J)							
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 (K)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
	(6) 工 事 負 担 金 (L)							
	(7) そ の 他 (M)							
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	130,084	132,052	134,052	136,082	138,144	140,239
		(1) 建 設 改 良 費 (H)	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
		イ うち職員給与費						
		(2) 地 方 債 債 償 還 金 (I)	88,084	90,052	92,052	94,082	96,144	98,239
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (J)						
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (K)						
(5) そ の 他 (L)								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 88,084	△ 90,052	△ 92,052	△ 94,082	△ 96,144	△ 98,239		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)								
積 立 金 (K)								
前年度からの繰越金 (L)								
前年度繰上充用金 (M)								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)								
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)								
実 質 収 支 黒 字 (P)								
(N)-(O) 赤 字 (Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)								
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	56,446	54,606	61,673	59,662	57,717	55,835		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)	1,169,782	1,068,090	965,787	863,035	759,833	654,446		
○他会計繰入金								
年 度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区 分								
収益的収支分	うち基準内繰入金	131,870	134,468	128,377	131,220	134,018	138,508	
	うち基準外繰入金	66,769	67,015	67,382	67,651	67,921	69,232	
		65,101	67,453	60,995	63,569	66,097	69,276	
資本的収支分		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
	うち基準内繰入金							
	うち基準外繰入金	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
合 計		143,870	146,468	140,377	143,220	146,018	150,508	

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

面的整備については事業完了済みであるため、処理区域の拡張の予定はありません。

・管きよ、処理場等の建設・更新に関する事項

処理場にある機械設備の耐用年数を超えるものがあるため、更新費は増加傾向と想定して計画的に実施していきます。R2年度にストックマネジメント事業の計画として74,000千円計上して人口減少傾向であることを念頭に置いた適正な計画としていき、ダウンサイジングやスペックダウンを検討します。

・防災・安全対策に関する事項

「下水道事業の業務継続計画(BCP)」の簡易版を策定済みだが、随時変更し想定訓練を実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

維持管理費等の財源は使用料を充当すべきであるが、現状は施設の維持管理委託費のみ賄っている状態であり、その他の維持管理費と公債費の返済を一般財源からの繰入に依存しています。一般会計繰入金を極力減らすために、確実な使用料金の収納に努めるだけでなく、適正な料金体系としていきます。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

下水道接続率100%を目標といたしたいが、近年は新築家屋の接続のみの微小増加傾向程度であり、人口減少・節水機器の普及等により使用料収入は減少していくと見込まれます。そのため、令和4・8年度に料金改定を予定し維持管理経費に係る一般会計繰入金の削減の対処としています。

・繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない営業費用及び、資本費の単独事業費については、基準外繰入で算定し、元利償還に充てる繰入分については、償還額の60%を基準内で算定しました。しかし令和6年度からは法適用のため総務省の基準に基づく繰入金として検討していくこと及び適正な料金体系とすることで基準外繰入金の依存度の低下を目標に取り組むこととします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・職員給与費に関する事項 職員給与は一般会計にて計上しているため特別会計にて計上しておりません。しかし令和6年度から企業会計に移行するため、特別会計に計上することとしています。</p> <p>・動力費・薬品費に関する事項 流入水量については安定してきているものの電気代の単価が上昇していることから増加見込みとして考えております。電気代を抑えるためにデマンド装置を設置して常時電力使用量を監視することで不必要な電力を抑える試みをしております。</p> <p>・修繕費に関する事項 機器類の大規模更新は実施していないが、供用開始から15年を経ていることから機器類が故障することを前提とし、高額な機器類に関しては定期的にオーバーホールによりコストの削減としつつ機器類の更新を含む計画としており、毎年5%の増加見込みとしています。</p> <p>・委託費に関する事項 H30年度より2つの浄化センターを一括契約し委託費の削減を実施しています。また、令和3年度からは令和3年度契約見込額と同額とします。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	新規整備はなく機器類の更新のみとなるため、ストックマネジメント計画の策定予定のため、計画に基づき計画的な長寿命化及びダウンサイジングを実施していきます。
--------------	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	H29年度に使用料改定を実施し、内税から外税の料金体系とした。しかし現在の使用料収入では今後の増大する営業費用を賄えない状況であるため、使用料の見直しを行い一般会計からの繰入を極力抑えます。見直しにあたっては適正かつ公平な負担として有収水量150円/m ³ 以上になるよう努めます。
その他の取組	ストックマネジメント計画に則り更新費等にも国庫補助財源を充てることにすることで一般会計繰入金金の削減を見込まれる。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在と同様、民間委託を継続していく予定です。
修繕費に関する事項	可能な限り部品の共有化によりコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	長期継続契約を継続して維持管理費増加を抑制していきます。
その他の取組	整備区域内の住民に対して効果的な広報を配布し水洗化促進に努めます。 特に区域内の単独処理浄化槽世帯に対して老朽化した単独処理浄化槽の経 年劣化により機能の低下又は破損につながり漏水の原因となる事を重点的に 周知していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行ない、また、公営企業会計に移行の際 に見直し(ローリング)を行なうことにより、経営戦略の事後検証、更新を行なっ てまいります。
---------------------	---

伊方町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 伊方町

事 業 名 : 小規模下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	鳥津(平成14年度) 佐田岬頂上開発(平成5年度) 田之浦(平成15年度) 豊之浦(平成23年度) 大成(平成24年度)	法適用 (全部適用・一部適用) 非適用の区分	非適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	20.32人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	5区(豊之浦・田之浦・大成・鳥津・佐田岬頂上開発)		
処理場数	5施設		
広域化・共同化・ 最適化・実施状況*1	平成9年度に下水道基本構想を策定し、平成17年度の合併により佐田岬頂上開発処理場が加わった。老朽化及び処理区内人口の減少等による施設の統廃合については未検討である。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	基本水量	～ 10 ^{m³}	1,100円	超過使用料 1 ^{m³} につき	
		11 ^{m³} ～ 20 ^{m³}	120円		
		21 ^{m³} ～ 30 ^{m³}	130円		
		31 ^{m³} ～ 50 ^{m³}	140円		
		51 ^{m³} ～100 ^{m³}	150円		
		100 ^{m³} ～	160円	※税抜	
条例上の使用料*2 (20 ^{m³} あたり) ※過去3年度分を記載 (税抜)	平成29年度	2,300 円	実質的な使用料*3 (20 ^{m³} あたり) ※過去3年度分を記載 (税抜)	平成29年度	9,580 円
	平成30年度	2,300 円		平成30年度	9,680 円
	令和元年度	2,300 円		令和元年度	9,840 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^{m³}あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、営業費用の合計を有収水量の合計で除した値に20^{m³}を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は令和2年度現在8名(課長1名、上水道室4名、下水道室3名)を配置しております。
事業運営組織	平成23年度において水道課と下水道課が統合し上下水道課となり、水道事業、下水道事業(特定環境保全公共下水道・漁業集落排水・特定地域生活排水)を所管しております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理場・MHP場の維持管理を長期継続契約(3年間)として民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定であり、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI *4	現在の民間委託を継続していく予定であり、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥のエネルギー利用については未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	汚水処理専用施設のため該当ありません。

*4 PPP・PFIとは民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

*5 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

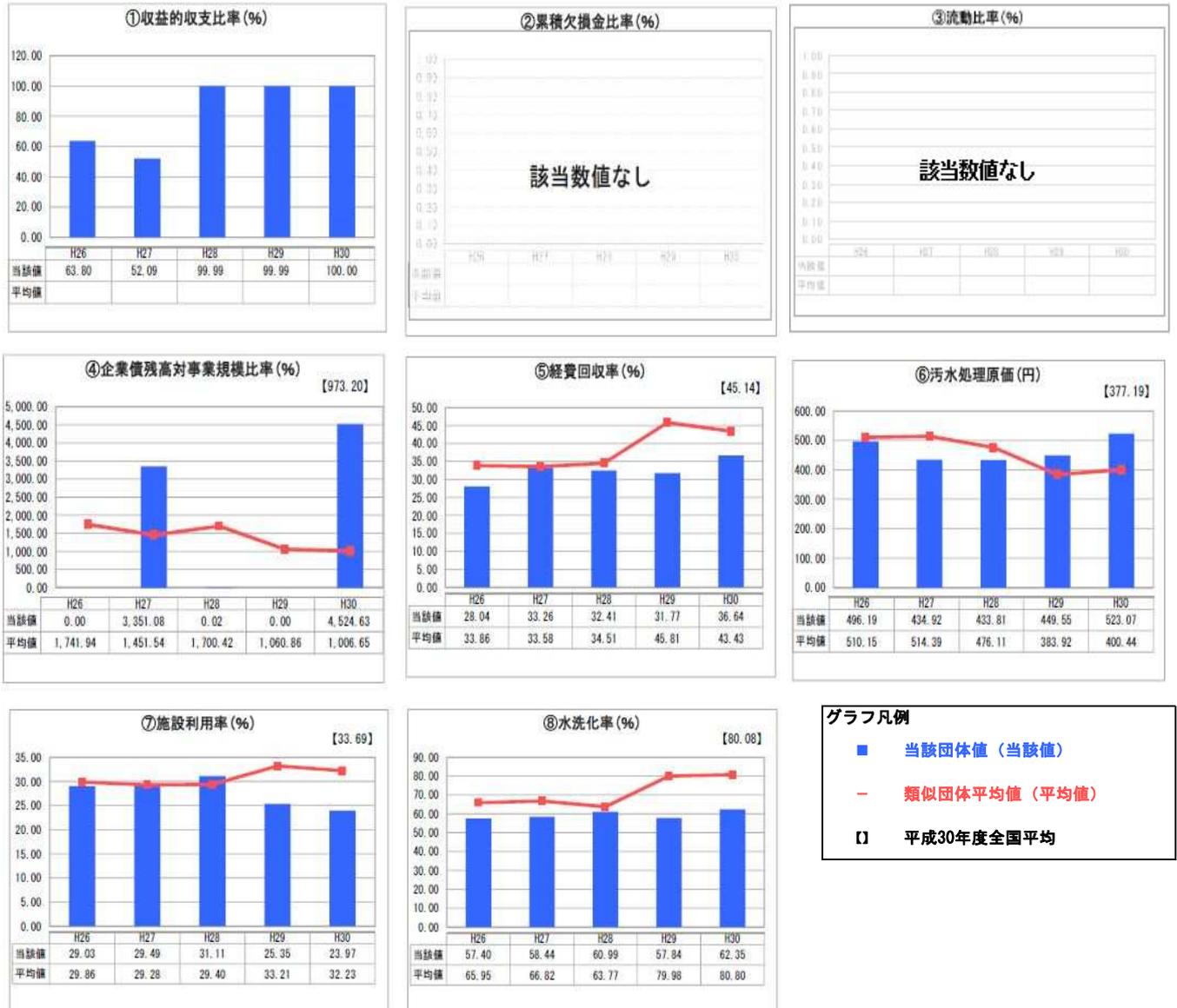
*6 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表(平成30年度決算)

業務名	業種名	事業名	供用開始後年数別区分
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	15年以上
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	下水道普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	8.92	117.8
管理者の情報	町内人口(人)H31.3現在	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
非設置	9,265	93.98	98.58
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	下水道処理区域内人口H31.3現在	処理区域面積(ha)	処理区域人口密度(人/ha)
2,480	826	40.2	20.55

1.経営の健全性・効率性



分析欄

収益的収支比率においては使用料収入のみでの経営が困難であるため一般会計からの繰入等により、施設の維持管理や起債償還金、利息等を賄っている状況である。

平成23年に小規模下水道整備事業が完了し、今後、大規模な面的整備を行う予定はないことから企業債償還残高は減少していくと考えられる。

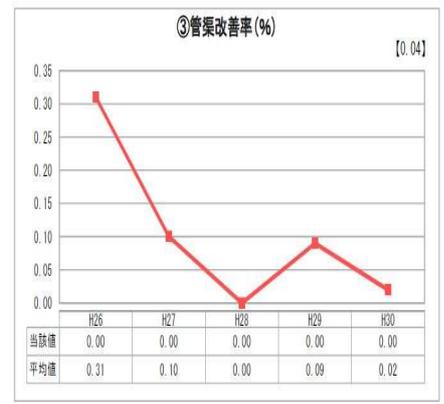
汚水処理原価については類似団体と同水準であるが使用料収入が少ないため、維持管理費は割高になり、経費回収率は100%を大きく下回っている。

施設使用率施設使用率(施設・設備の処理能力に対する平均処理水量の割合)については使用率が30%以下の状態となっており、処理場の計画人口に対して接続率が低迷していること、処理区域内人口が年々減少していること、節水意識の向上と節水機器の普及により処理水量が減少していることが要因と考えられる。

経営比較分析表(平成30年度決算)

業務名	業種名	事業名	供用開始後年数別区分
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	15年以上
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	下水道普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	8.92	117.8
管理者の情報	町内人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
非設置	9,265	93.98	98.58
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	下水道処理区域内人口	処理区域面積(ha)	処理区域人口密度(人/ha)
2,480	826	40.2	20.55

2.老朽化の状況について



グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

現在、管渠の更新等を行っていないが、平成15年度に供用開始した田之浦処理場において平成27年度に施設の長寿命化計画等を策定し、経年劣化が進んだ田之浦処理場の機器類の更新を平成28年度、平成29年度に機能保全工事实施した。その他処理場については経年劣化により機器類の修繕等の必要性があると判明した場合は順次改善を実施していく。

全体総括

使用料収入のみでの経営が困難なため、一般会計からの繰入等で賄っている状況である。今後、加入率の上昇により料金収入の増加が期待されるが、少子高齢化等により処理区内の人口減少が懸念され、大幅な収入増は見込めない。また、平成29年度に料金改定を行ったが、老朽化が進むため維持管理費が増高することが予想される。このような状況下で下水道事業を安定して経営していくためには、施設の長寿命化を実施し、維持管理費を抑制していくこと及び経費回収率の引上げのために更なる料金改定が必要である。依然として経営状況は厳しいため計画的に機器類の修繕・更新を実施し維持管理費を抑制していき健全な経営を目指していきたい。

2. 経営の基本方針

・計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元金償還費)の負担や、維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられており、一般会計からの繰入金により事業を賄っています。また、令和6年度からは公営企業会計適用により独立採算性を高め、経営状況を分かりやすく透明性を持たせるよう努めます。

・効率的な事業執行

業務の効率化と機械設備の共有化等によりコスト削減に積極的に取り組み、これまでと同様に民間委託の活用による、更なる業務の効率化を図ります。

・収入の確保と負担の適正化

収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図り、財政基盤の強化に努めます。また、収入の確保のために下水道使用料を確実に徴収するとともに、維持修繕等には計画的な維持修繕を行います。

・水洗化の促進

下水道の面的整備は完了済みのため、未接続者に積極的に接続の推進を引き続き実施していく予定です。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)				
収益的収入	1 総 収 益 (A)	60,744	62,158	62,610	60,361	67,794	65,161	60,837
	(1) 営 業 収 益 (B)	8,242	8,647	8,668	9,032	9,183	30,632	30,573
	ア 料 金 収 入	8,242	8,647	8,668	9,032	9,183	30,632	30,573
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
	ウ そ の 他							
	(2) 営 業 外 収 益	52,502	53,511	53,942	51,329	58,611	34,529	30,264
	ア 他 会 計 繰 入 金	51,806	52,701	53,418	50,441	57,723	33,641	29,376
	イ そ の 他	696	810	524	888	888	888	888
	2 総 費 用 (D)	30,152	31,295	30,942	28,762	36,196	37,281	37,749
	(1) 営 業 費 用	22,007	23,603	23,723	22,028	29,954	31,520	32,429
	ア 職 員 給 与 費							
	ウ ち 退 職 手 当							
	イ そ の 他	22,007	23,603	23,723	22,028	29,954	31,520	32,429
	(2) 営 業 外 費 用	8,145	7,692	7,219	6,734	6,242	5,761	5,320
ア 支 払 利 息	8,145	7,692	7,219	6,734	6,242	5,761	5,320	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	30,592	30,863	31,668	31,599	31,598	27,880	23,088	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	10,152	486	2,966	2,772	5,987		
	(1) 地 方 債	4,000						
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債							
	(2) 他 会 計 補 助 金	61	486	1,977	1,546	3,357		
	(3) 他 会 計 借 入 金							
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	6,091		989	1,226	2,630		
	(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (G)	40,547	31,349	34,306	34,596	37,587	27,880	23,088
	(1) 建 設 改 良 費	10,152	486	2,966	2,772	5,987		
	ウ ち 職 員 給 与 費							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	30,395	30,863	31,340	31,824	31,600	27,880	23,088
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 30,395	△ 30,863	△ 31,340	△ 31,824	△ 31,600	△ 27,880	△ 23,088	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	197		328	△ 225	△ 2			
積 立 金 (K)	202		102	2				
前年度からの繰越金 (L)	4	1	1	227	2			
前年度繰上充用金 (M)								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 1	1	227					
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)								
実 質 収 支 黒 字 (P)								
(N)-(O) 赤 字 (Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)								
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	8,242	8,647	8,668	9,032	9,183	30,632	30,573	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)	456,663	429,780	398,440	359,882	322,040	288,399	259,991	

○他会計繰入金

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区 分		(決算)	(決算)					
収益的収支分	うち基準内繰入金	51,806	52,701	53,418	50,441	57,723	33,641	29,376
	うち基準外繰入金	31,084	31,621	32,051	30,265	34,634	20,185	17,626
		20,722	21,080	21,367	20,176	23,089	13,456	11,750
資本的収支分		61	486	1,977	1,546	3,357		
	うち基準内繰入金							
	うち基準外繰入金	61	486	1,977	1,546	3,357		
合 計	51,867	53,187	55,395	51,987	61,080	33,641	29,376	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区 分								
収益的収入	1 総 収 益 (A)	61,792	62,796	62,849	64,954	66,115	66,957	
	(1) 営 業 収 益 (B)	30,514	30,456	34,552	34,486	34,420	34,354	
	ア 料 金 収 入	30,514	30,456	34,552	34,486	34,420	34,354	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
	ウ そ の 他							
	(2) 営 業 外 収 益	31,278	32,340	28,297	30,468	31,695	32,603	
	ア 他 会 計 繰 入 金	30,390	31,452	27,409	29,580	30,807	31,715	
	イ そ の 他	888	888	888	888	888	888	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	38,300	38,892	39,525	40,203	40,928	41,705
		(1) 営 業 費 用	33,384	34,387	35,440	36,545	37,706	38,925
		ア 職 員 給 与 費						
		イ ち 退 職 手 当						
		イ そ の 他	33,384	34,387	35,440	36,545	37,706	38,925
		(2) 営 業 外 費 用	4,916	4,505	4,085	3,658	3,222	2,780
ア 支 払 利 息		4,916	4,505	4,085	3,658	3,222	2,780	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		23,492	23,904	23,324	24,751	25,187	25,252	
資本的収入		1 資 本 的 収 入 (F)						
		(1) 地 方 債						
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債						
		(2) 他 会 計 補 助 金						
	(3) 他 会 計 借 入 金							
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金							
	(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (G)	23,492	23,904	23,324	24,751	25,187	25,252	
	(1) 建 設 改 良 費							
	イ ち 職 員 給 与 費							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	23,492	23,904	23,324	24,751	25,187	25,252	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 23,492	△ 23,904	△ 23,324	△ 24,751	△ 25,187	△ 25,252		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)								
積 立 金 (K)								
前年度からの繰越金 (L)								
前年度繰上充用金 (M)								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)								
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)								
実 質 収 支 黒 字 (P)								
(N)-(O) 赤 字 (Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)								
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)								
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	30,514	30,456	34,552	34,486	34,420	34,354		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)								
地 方 債 残 高 (X)	231,583	203,174	175,765	147,356	118,947	90,915		
○他会計繰入金								
年 度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
区 分								
収益的収支分	うち基準内繰入金	30,390	31,452	27,409	29,580	30,807	31,715	
	うち基準外繰入金	18,234	18,871	16,445	17,748	18,484	19,029	
		12,156	12,581	10,964	11,832	12,323	12,686	
資本的収支分	うち基準内繰入金							
	うち基準外繰入金							
合 計		30,390	31,452	27,409	29,580	30,807	31,715	

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項

面的整備については事業完了済みであるため、処理区域の拡張の予定はありません。

・管きよ、処理場等の建設・更新に関する事項

処理場にある機械設備の耐用年数を超えるものがあるため、更新費は増加傾向と想定して計画的に実施していき人口減少傾向であることを念頭に置いた適正な計画としていき、ダウンサイジングやスペックダウンを検討します。

・防災・安全対策に関する事項

「下水道事業の業務継続計画(BCP)」の簡易版を策定済みだが、随時変更し想定訓練を実施していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

・財源の目標に関する事項

維持管理費等の財源は使用料を充当すべきであるが、現状は施設の維持管理委託費のみ賄っている状態であり、その他の維持管理費と公債費の返済を一般財源からの繰入に依存している。一般会計繰入金を極力減らすために、確実な使用料金の収納に努めるだけでなく、適正な料金体系としていきます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

下水道接続率100%を目標といたしたいが、近年は新規接続者も極わずかに加え、人口減少・節水機器の普及等により使用料収入は減少していくと見込まれる。そのため、令和4・8年度に料金改定を予定し維持管理経費に係る一般会計繰入金の削減の対処としている。

・繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない営業費用及び、資本費の単独事業費については、基準外繰入で算定し、元利償還に充てる繰入分については、償還額の60%を基準内で算定しました。しかし令和6年度からは法適用のため総務省の基準に基づく繰入金として検討していくこと及び適正な料金体系とすることで基準外繰入金の依存度の低下を目標に取り組むこととします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・職員給与費に関する事項 職員給与は一般会計にて計上しているため特別会計にて計上しておりません。</p> <p>・動力費・薬品費に関する事項 流入水量については安定してきているものの電気代の単価が上昇していることから増加見込みとして考えております。</p> <p>・修繕費に関する事項 機器類の大規模更新は実施していないが、供用開始から15年を経ていることから機器類が故障することを前提とし、高額な機器類に関しては定期的にオーバーホールによりコストの削減としつつ機器類の更新を含む計画としており、毎年5%の増加見込みとしています。</p> <p>・委託費に関する事項 長期継続契約をしているため、委託費の増加を抑制していることから、令和3年度からは令和3年度見込額と同額とします。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	新規整備はなく機器類の更新のみとなるため、計画的な長寿命化及びダウンサイジングを実施していきます。
投資のその他に関する事項	5つの処理場の中で他処理区(下水道等)との統廃合を検討していき維持管理費の等の削減を図ります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	H29年度に使用料改定を実施し、内税から外税の料金体系とした。しかし現在の使用料収入では今後の増大する営業費用を賄えない状況であるため、使用料の見直しを行い一般会計からの繰入を極力抑えます。見直しにあたっては適正かつ公平な負担として有収水量150円/m ³ 以上になるよう努めます。
その他の取組	使用料確保により一般会計繰入金金の削減を努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在と同様、民間委託を継続していく予定です。
修繕費に関する事項	可能な限り部品の共有化によりコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	長期継続契約を継続して維持管理費増加を抑制していきます。
その他の取組	整備区域内の住民に対して効果的な広報を配布し水洗化促進に努めます。特に区域内の単独処理浄化槽世帯に対して老朽化した単独処理浄化槽の経年劣化により機能の低下又は破損につながり漏水の原因となる事を重点的に周知していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行ない、また、5年毎に見直し(ローリング)を行なうことにより、経営戦略の事後検証、更新を行なってまいります。
---------------------	---